

平成15年 2月 定例会（第264回）

03月03日-03号

◆ 九番（今井光子）

次に、ヤマトハイミールの中小企業高度化資金について質問します。

県が、平成二年に十六億円、平成三年に四億円の合わせて二十億円を貸し付けたヤマトハイミールへの中小企業高度化資金は、住民監査請求により、三百万円だけ返済がされていること、三年据え置き、無利子、二十年返済の契約ですが、県はこの間八回、償還条件の変更を行い、請求書が発行されていないことが明らかになりました。日本共産党が追及を続けてきた中で、県は、十三年度分十六億円に対しては、一億七千七百七十七万円の返済請求を十三年十一月三十日を納期限として請求、さらに四億円については、十三年度分三千九百七十七万円の返済請求を平成十四年二月二十七日を納期限として請求しています。納期限より一年以上が経過しています。契約の第四条では、分割償還を滞納したときには、全部もしくは一部を即時償還しなければならないとされています。さらに増担保を求められることができるとされていますが、県の土地評価では、七百四十九坪で三億円、機械設備評価を十五億円とし、合わせて十八億円の担保価値があるとされています。しかし、「二十億円不正融資疑惑を究明する会」の独自調査では、土地は二億円、機械設備二億円の四億円と見込まれており、大きな開きがあります。県は過大に評価し、増担保の措置をとっていませんが、第三者機関に再評価を依頼し、再評価に基づく増担保措置を実行すべきと思いますが、いかがでしょうか。十三年度の返済状況、十四年度の請求の実態、今後の回収の見通しを明らかにしていただきたいと思います。

◎商工労働部長（池田好紀）（登壇） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、中小企業高度化資金に対しまして再評価を依頼して、増担保措置を実行してはどうか、また、平成十三年以降の返済状況等についての質問であります。

本件中小企業高度化資金につきましては、抜本的な公害解消と業界の構造改善を図るために貸し付けたもので、県及び中小企業総合事業団が、事業規模、償還計画のほか、公害防止対策についても十分検討した上で融資実行をしたものでございます。当初の公害対策は一定の成果があったものの、貸付け後の社会経済情勢の変化により厳しい経営内容に陥っていることから、中小企業総合事業団と協議を行い、条件変更を行ってまいりましたが、その後の償還計画による返済額につきましては、平成十三年十一月に一億七千七百七十七万円、二月に三千九百七十七万円の請求を行いました。償還されず、現在、督促を行ったところであります。平成十四年度の返済額につきましても請求しておりますが、経

営状況は苦しい状態が続いており、いまだ未納の状況にあります。また、担保物件につきましては、貸付け時におきまして、貸付け対象物件であります建物、設備について抵当権を設定いたしておりますとともに、貸付け対象外であります。事業に係ります一体のものとして、土地についても抵当権を設定しているところであります。追加担保等の提供を求めることは、厳しい経営状況下にあり、現実には難しいと認識しております。今後とも、経営状況の把握はもとより、実態に沿った経営指導を行い、債権回収に努めてまいり所存であります。

以上であります。